

開催期日 平成30年6月15日

開催場所 中島村役場 2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 平成30年6月15日 午後1時30分
閉 会 平成30年6月15日 午後2時20分
場 所 中島村役場 2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
～3号 意見の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
～10号

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員10名中・出席者10名・欠席者0名（出欠者名 別紙のとおり）

4. 会議に参与した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会局長補佐 近藤修

6. 開 会

事務局長

事務局長として、只今から平成30年第6回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会長（あいさつ）

皆さん、改めましてこんにちは。正に入梅に入りました。今日は霧雨のような予報です。クールビズとは申せ、今日は上着などを着用しております。野菜なども寒いせいか今日は極端に出荷量が少ないと見受けられます。時節柄大変ご苦労なさっているのかなと思います。こういう風な天候だとみな方さん大変かなと思います。それから一つ気が付いた点ですが、みなさん方への要望ですが、最近違反転用が見受けられるので月一回でもいいので農地パトロールをしていただいて土地の変化や流動化、違反転用等がないか一度巡回していただいて再確認の意味で、現地を見て頂きたいと思います。

先般、滑津地区で気になった点が少しあって、義務ではありませんが月一回の農地パトロール、県の方からも要望がありますから、大変でしょうがどうぞよろしくお願ひします。

さて本日の議案は10件と協議事項がございます。いずれも関連性がございますので、どうぞ慎重審議をお願い申し上げ、大変簡単でございますが挨拶とさせていただきます。本日は足元が悪い中、ご苦労様でございます。ありがとうございました。よろしくお願ひします。

事務局長

有難うございます。これより 3 の議事録署名人の選出からは議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、2 番水野谷一男委員、4 番小平玉江委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第 6 号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

1 番高村喜則委員

受付番号第 6 号につきまして、本日 6 月 15 日に申請人・●●●●さん、●●●●さんの代理人である行政書士の●●さんと直接お会いして確認いたしました。それによりますと現地は、●●●●●さんが平成 20 年 1 月に建売住宅を販売するという事で県より 5 条許可が出ていたものの、その後の東日本大震災後の影響で事業計画通りに住宅建築が進まず、土地の有効利用の為に申請人のお二人に売却したとの事でした。本日、事務局と現地を確認しましたが、申請地にはすでに住宅が建築されており、周辺の農地には影響がないものと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありました、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についてと、議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定については関連がございますので一括にご提案したいと思いますが、異議ございませんか？

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

それでは、議案第2号、議案第3号を一括に増訂する旨を宣し、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてと、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてと、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第7号と受付番号第8号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

1番高村喜則委員

受付番号第7号と受付番号第8号につきましては、先ほどの受付番号第6号で報告した内容のとおりです。以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてと議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き議事に入る旨を宣し、議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定についてから議案第10号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、貸し手は様々だが借り手は同一なので一括で提案したいが異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

それでは、議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定についてから議案第10号農用地利用集積計画に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定についてから議案第10号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、借り手の方が同一ということで一括に議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号第14号から受付番号第20号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

3番水野谷一郎委員

受付番号第14号から受付番号第20号につきまして、6月11日●●●さん、●●●●さんに電話にて確認しました。6月12日貸し手・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、借り手●●●●さんに直接お会いして確認したところ申請内容の通り間違えないとの事でした。現地につきましても6月12日に全地域を確認しましたが、問題はなく借り手は農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないと認め、議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定についてから議案第10号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

全議案審議終了につき、協議事項に入る旨を宣した。

事務局

協議事項として、中島村農業委員会の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について内容の検討をお願いした。

議 長

質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないと認め（案）を抹消し、中島村農業委員会の平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画が決定された旨を宣した。

以上で協議事項を終了し、その他に入る旨を宣した。

事務局

その他として、2点説明した。

1点目に、次回の農業委員会総会を7月17日に開催する事を説明した。

2点目に、例年行っている遊休農地の調査を、農業委員改選の年という事で、7月から8月に実施するが、日程には未定なので後日連絡する旨を説明した。

議長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉会の日時

平成30年6月15日 午後2時20分

議決事項及び賛否の数

議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決	賛成10名 反対0名
議案第2号 ～3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案のとおり可決	賛成10名 反対0名
議案第4号 ～10号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案のとおり可決	賛成10名 反対0名